

新旧対照表

(関税込率法基本通達)

新	旧
<p>(課税価格に含まれる仲介料その他の手数料)</p> <p>4 - 9 法第4条第1項第2号イ《課税価格に含まれる仲介手数料その他の手数料》に規定する「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「仲介料その他の手数料」のうち、「買付手数料」以外のものは、課税価格に算入する。</p> <p>(2) 「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」とは、輸入取引の売手と買手との間にあって、これらの者のために当該輸入取引の成立及び履行のための業務を行う者に対する手数料(下記(3)に該当するものを除く。)をいい、次のような手数料は、これに該当する。</p> <p><u>(注) 当該手数料の額は、通常、当該業務の内容に応じ当該輸入取引の額(輸入貨物代金)に対する百分率として約定されることに留意する。</u></p> <p>イ 売手及び買手のために輸入取引の成立のための仲介業務を行う者に対し買手が支払う手数料</p> <p>ロ 輸入貨物の売手による販売に関し当該売手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料</p> <p><u>この場合において、「売手に代わり業務を行う者」とは、売手の管理の下で、売手の計算と危険負担により次のような業務を行う者をいう。</u></p> <p>(イ) <u>契約の成立までの業務(例えば、買手を探し、買手から注文を取る業務)</u></p> <p>(ロ) <u>商品の引渡しに関する業務(例えば、貨物を保管し、配送を手配する業務)</u></p> <p>(ハ) <u>その他(例えば、クレーム処理に関する交渉を行う業務)</u></p> <p>ハ 輸入取引に関連して売手以外の者に対して買手が支払う手数料</p> <p><u>(注) 当該手数料が「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」に該当するか否かの判断は、コンサルタント・フィ、情報提供手数料等の名称のみによるものではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとする。</u></p> <p>(3) 「買付手数料」とは、輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、その認定は、当該手数料の名称のみによるものではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には、次による。</p>	<p>(課税価格に含まれる仲介料その他の手数料)</p> <p>4 - 9 法第4条第1項第2号イ《課税価格に含まれる仲介手数料その他の手数料》に規定する「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「仲介料その他の手数料」のうち、「買付手数料」以外のものは、課税価格に算入する。</p> <p>(2) 「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」とは、輸入取引の売手と買手との間にあって、これらの者のために当該輸入取引の成立及び履行のための業務を行う者に対する手数料(下記(3)に該当するものを除く。)をいい、次のような手数料は、これに該当する。</p> <p>イ 売手及び買手のために輸入取引の成立のための仲介業務を行う者に対し買手が支払う手数料</p> <p>ロ 輸入貨物の売手による販売に関し当該売手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料</p> <p>ハ 輸入取引に関連して売手以外の者に対して買手が支払う手数料(コンサルタント・フィ、情報提供手数料等)</p> <p>(3) 「買付手数料」とは、輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、その具体的な認定は次による。</p>

新	旧
<p>(注) <u>買付手数料は、通常、貨物代金とは別に支払われること、また、その額は、通常、手数料を受領する者が輸入貨物の購入に関し買手に代わり行う業務の内容に応じ当該輸入貨物代金に対する百分率として約定されることに留意する。</u></p> <p>イ <u>手数料を受領する者が「買手に代わり業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること</u>  <u>この場合において、「買手に代わり業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により次のような業務を行う者をいう。</u>  <u>(注) 当該手数料を受領する者が売手又は売手と特殊関係にある者と特殊関係にある場合には、売手の計算と危険負担の下で活動している可能性が高いことに留意する。</u></p> <p>(イ) <u>契約の成立までの業務(例えば、供給者を探し、買手の要求を売手に通知し、見本を集める業務)</u>  (ロ) <u>商品の引渡しに関する業務(例えば、貨物を検査し、貨物についての付保、運送、保管、引渡しを手配する業務)</u>  (ハ) <u>決済の代行に関する業務(ただし、手数料を受領する者が自己の資金により輸入貨物代金の支払を行う場合には、自己の計算と危険負担の下で活動し荷主としての損失を被っていたり又は利益を得ていたりする可能性があることに留意する。)</u>  (ニ) <u>その他(例えば、クレーム処理に関する交渉を行う業務)</u></p> <p>ロ <u>手数料を受領する者が「輸入貨物の購入に関し買手に代わり業務」を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること</u></p> <p>ハ <u>税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手(製造者等)が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること</u>  <u>(注) 手数料を受領する者が買手にあて輸入貨物代金と手数料を併記した仕入書を作成している場合には、当該手数料を受領する者が当該輸入貨物の売手となる可能性があることに留意する。</u>  <u>なお、手数料を受領する者が、上記イに掲げるような輸入貨物の購入に関し買手に代わり行う通常の業務に加えてその他の役務(例えば、当該輸入貨物を工場から輸出港又は輸出場所へ輸送することについて手配するのではなく、自ら貨物を輸送する等)を提供し、当該役務の対価を含む手数料を買手が支払う場合、当該手数料の総額を買付手数料に該当するものとして取り扱うことはできない。ただし、当該手数料のうち、輸入貨物の購入に関し買手に代わり行う通常の業務の対価であることを</u></p>	<p>イ <u>手数料を受領する者が「買手に代わり業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること</u></p> <p>ロ <u>手数料を受領する者が「輸入貨物の購入に関し買手に代わり業務」を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること</u></p> <p>ハ <u>税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手(製造者等)が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること</u>  <u>なお、買手に代わり行う業務は、例えば、次のような業務が該当する。</u>  (イ) <u>契約の成立までの業務(例えば、供給者を探し、買手の要求を売手に通知し、見本を集める。)</u>  (ロ) <u>商品の引渡しに関する業務(例えば、貨物を検査し、貨物についての付保、運送、保管、引渡しを手配する。)</u>  (ハ) <u>決済の代行に関する業務</u>  (ニ) <u>その他(例えば、クレーム処理に関する交渉等)</u></p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p><u>買手が証明した額は、買付手数料に該当するものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用)</p> <p>4 - 12 法第4条第1項第3号 課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用 に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 同号に掲げる物品及び技術等に要する費用の額は、次に定めるところによる。</p> <p>イ 同号イから八までに掲げる物品に要する費用の額は、買手が当該物品を自己と特殊関係にない者から取得した場合には、当該物品の当該買手による取得価格によるものとし、買手が当該物品を自己と特殊関係にある生産者から取得し又は買手が自らこれを生産した場合には、当該物品の生産費によるものとするが、当該物品が輸入貨物の生産のために提供される前に使用されたものである場合には、当初の取得価格又は生産費は、その使用度に応じて減額するものとする。</p> <p>なお、次のような場合には、各々に定める方法により費用の額を計算するものとする。</p> <p>(イ) 買手により提供された物品中に生産ロスを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、当該スペア部品等を含む費用の総額とする。</p> <p>(ロ) 買手により提供された同号ロに掲げる物品(工具等)を使用して輸入貨物の生産が行われた場合において、生産された貨物のうち一部を買手が輸入し、残余を生産国で販売し又は第三国へ輸出しているときは、工具等の費用の総額を本邦輸入分と生産国での販売分等にあん分した額とする。</p> <p><u>(ハ) 買手により提供された同号ロに掲げる物品(工具等)の生産のために役務(技術、設計、考案、工芸及び意匠をいう。)が必要とされた場合において、当該物品の取得価格又は生産費に当該役務の費用が含まれているときは、当該役務が開発された場所のいかんにかかわらず、当該役務の費用を含む額とする。</u></p> <p>ロ 同号二に掲げる技術等に要する費用の額は、買手が当該技術等を自己と特殊関係にない者から購入し又は賃借した場合には、当該技術等の購入費又は賃借料の額によるものとし、買手が当該技術等を自己と特殊関係にある開発者から購入若しくは賃借し又は買手が自らこれを</p>	<p>(課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用)</p> <p>4 - 12 法第4条第1項第3号 課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用 に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) ~ (4) (同左)</p> <p>(5) 同号に掲げる物品及び技術等に要する費用の額は、次に定めるところによる。</p> <p>イ 同号イから八までに掲げる物品に要する費用の額は、買手が当該物品を自己と特殊関係にない者から取得した場合には、当該物品の当該買手による取得価格によるものとし、買手が当該物品を自己と特殊関係にある生産者から取得し又は買手が自らこれを生産した場合には、当該物品の生産費によるものとするが、当該物品が輸入貨物の生産のために提供される前に使用されたものである場合には、当初の取得価格又は生産費は、その使用度に応じて減額するものとする。<u>この場合において、「取得価格」には、当該物品を取得するために要する費用を含むものとする。</u></p> <p>なお、次のような場合には、各々に定める方法により費用の額を計算するものとする。</p> <p>(イ) 買手により提供された物品中に生産ロスを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、当該スペア部品等を含む費用の総額とする。</p> <p>(ロ) 買手により提供された同号ロに掲げる物品(工具等)を使用して輸入貨物の生産が行われた場合において、生産された貨物のうち一部を買手が輸入し、残余を生産国で販売し又は第三国へ輸出しているときは、工具等の費用の総額を本邦輸入分と生産国での販売分等にあん分した額とする。</p> <p>ロ 同号二に掲げる技術等に要する費用の額は、買手が当該技術等を購入し又は賃借した場合には、当該技術等の購入費又は賃借料の額によるものとする。なお、その権利が消滅状態にある技術等については、当該技術等に係る資料の写しを入手するための費用の額によるものと</p>

新旧対照表

(関税込率法基本通達)

新	旧
<p>開発した場合には、当該技術等の開発費によるものとする。なお、その権利が消滅状態にある技術等については、当該技術等に係る資料の写しを入手するための費用の額によるものとする。</p> <p><u>八 買手が上記イの物品を取得するため又は上記ロの技術等を購入、賃借若しくは入手するために要した費用（買手が自己の代理人に対し支払う手数料等）の額は、上記イに規定する取得価格又は上記ロに規定する費用の額に含めるものとする。</u></p> <p><u>三 買手が上記イの物品又は上記ロの技術等を提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額は、上記イ又はロに規定する費用の額に含めるものとする。</u></p> <p>なお、買手が携帯して輸出した場合等で当該負担した費用等の額が明確でない場合は、通常必要とされる費用等の額により算出するものとする。</p> <p>(課税価格に含まれる売手帰属収益)</p> <p>4 - 14 法第4条第1項第5号 課税価格に含まれる売手帰属収益 に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「輸入貨物の処分又は使用による収益」とは、当該輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる売上代金、賃貸料、加工賃等を構成するものをいう。</p> <p>(2) 同号の規定により課税価格に算入することとなる収益には、例えば、輸入貨物の利潤分配取引に基づき買手が売手に分配する利潤がある。<u>なお、買手による売手への配当金の移転その他の支払であって輸入貨物と関係のないものは、当該収益に該当しないので留意する。</u></p>	<p>する。</p> <p><u>八 買手が上記イの物品又は上記ロの技術等を提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額は、上記イ又はロに規定する費用の額に含めるものとする。</u></p> <p>なお、買手が携帯して輸出した場合等で当該負担した費用等の額が明確でない場合は、通常必要とされる費用等の額により算出するものとする。</p> <p>(課税価格に含まれる売手帰属収益)</p> <p>4 - 14 法第4条第1項第5号 課税価格に含まれる売手帰属収益 に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「輸入貨物の処分又は使用による収益」とは、当該輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる売上代金、賃貸料、加工賃等を構成するものをいう。</p> <p>(2) 同号の規定により課税価格に算入することとなる収益には、例えば、輸入貨物の利潤分配取引に基づき買手が売手に分配する利潤がある。</p>